

くらしの情報 VOL15

島根県環境生活総務課
消費とくらしの安全室

平成30年7月豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」をご利用ください

平成30年7月豪雨 消費者トラブル110番

フリーダイヤル なくそうよ しんぱい

0120-7934-48

受付時間: 10時～16時(土日祝日含む)
対象地域: 岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、
島根県、岡山県、広島県、山口県、
愛媛県、高知県、福岡県

※050から始まるIP電話からはつながりません。

(独)国民生活センターでは、平成30年7月豪雨の被災地域および被災者の方を対象として、「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」を開設し、フリーダイヤル(通話料無料)で消費生活に関する相談を受け付けています。

相談例

- ◆「清掃に来ました」「何か困っていることはありませんか」などと、公的機関やボランティアを名乗る者が来たが、信用できるか。
- ◆「火災保険の保険金が使える」と言う業者と、豪雨で壊れた家屋の修理工事の契約をしたが、解約したい。

平成29年度 島根県消費者センターに寄せられた相談

〈商品・役務別苦情相談上位〉



特徴

「商品一般」では「はがきによる架空請求」に関する内容が急増しており、その大半は50歳代以上の女性からの相談でした。デジタルコンテンツでは、有名企業をかたり、ショートメッセージサービス(SMS)に届く架空請求メールに関する相談が多くなっています。

はがきによる架空請求

〈はがきの例〉

相談事例

昨日、私あてに「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というはがきが届いた。管理番号や問い合わせ窓口の電話番号が書いてあり、訴訟取り下げ期日が明日になっている。身に覚えがないがどうすればよいか。(60歳代、女性)

アドバイス

50歳代以上の女性に多く届いている架空請求のはがきです。書かれている住所や電話番号へ連絡してはいけません。何もせず無視してください。連絡をしてしまうと、あれこれ聞き出され、さらに個人情報を与えてしまいます。

初めてなのに「最終告知」

具体的な内容が書かれていない

慌てさせるためにハガキが届いた翌日の日付

ありそうだが実在しない

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)306 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談にしましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年7月18日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター
東京都千代田区霞が関2丁目
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-5830-
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

有名企業をかたりショートメッセージサービス(SMS)に届く架空請求

〈SMSの例〉

相談事例

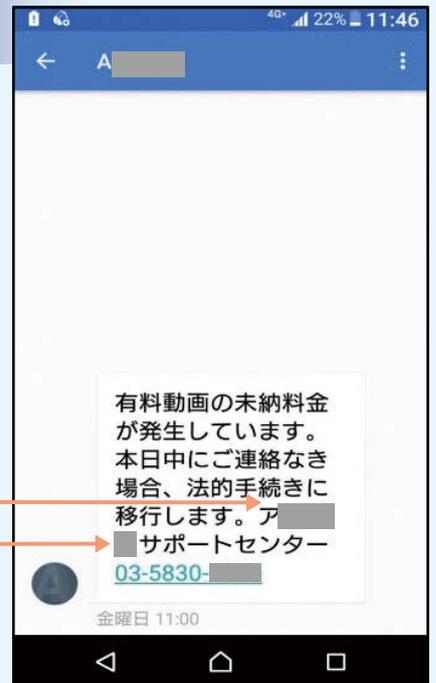
スマホで以前利用したことのある企業から「有料動画の未納料金がある」とSMSで送られてきた。身に覚えがないが、サポートセンターに電話をすると「確かに未納がある」と言われた。どうすればよいか。(40歳代、男性)

アドバイス

SMSは電話番号を使い不特定多数に送られています。実在する企業名を見ると不安になりますが、SMSで請求が来ることはありませんので無視してください。

実在する有名企業をかたっている

サポートセンターと安心させ電話を誘導する



困ったときは
すぐに相談!



鳥根県警察
シンボルマスコット
みこびーくん



鳥根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

消費者ホットライン

鳥根県消費者センター

鳥根県消費者センター
石見地区相談室

警察相談専用電話

局番なしの **188** (泣き寝入りは **イヤヤ!**)
※お近くの消費生活センター等につながります。

0852-32-5916

受付時間/日曜~金曜 8:30~17:00 (祝日・年末年始を除く)
※日曜は電話相談のみで12:00~13:00は休み

0856-23-3657

受付時間/月曜~金曜 8:30~12:00, 13:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)

#9110 または **0852-31-9110**

受付時間/月曜~金曜 8:30~17:15
(土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員が対応します)

2022年4月1日から

成年年齢が18歳に引き下げられます!

2018年6月に成立した「民法の一部を改正する法律」により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。18歳、19歳の若者の積極的な社会参加が促される一方で、若者の消費者被害の拡大が懸念されています。

成年年齢が引き下げられ、成年となるタイミング

2022年4月1日 施行

〈イメージ図〉(2018年8月現在)

	2019年4月～	2020年4月～	2021年4月～	2022年4月～
	未成年			成年
4月2日生まれの高校1年生(16歳) (2002年)	高2 (17歳)	高3 (18歳)	19歳	20歳
4月2日生まれの中学3年生(15歳) (2003年)	高1 (16歳)	高2 (17歳)	高3 (18歳)	19歳
4月2日生まれの中学2年生(14歳) (2004年)	中3 (15歳)	高1 (16歳)	高2 (17歳)	高3 (18歳)

いま、中学2年生のみなさんは、高校3年生の誕生日(18歳)で成年に達します。

どう変わるの?

成年年齢(民法)	20歳→18歳	親権者の同意なしでクレジットカードの契約などが可能
女性が結婚できる年齢(民法)	16歳→18歳	男性、女性とも18歳に統一
自分の意思で決められることが増え、親権者の同意なしで様々な契約が可能になる。(例・・・アパートを借りる、ローンを組める)		
選挙権(公職選挙法)	20歳→18歳	平成28年6月から18歳に引き下げ

変わらないことは?

飲酒、喫煙(未成年者飲酒禁止法など)	禁止年齢20歳未満	健康への影響を考慮し現行のまま
競馬、競艇(競馬法など)	禁止年齢20歳未満	ギャンブル依存症になるリスクを考慮し現行のまま

心配されることは?

- ・社会経験の乏しい18歳、19歳の若者が消費者トラブルに巻き込まれやすくなってしまう。現行の民法では20歳未満に使える『未成年者契約取消権(※)』が18歳、19歳には使えなくなり、悪質業者の勧誘が増加するおそれがあります。
- (※) 未成年者が親権者の同意を得ずに結んだ契約を原則取り消すことができる権利

アドバイス

- ① 権利と責任を意識し、ひとりの消費者としての自覚を持とう。
- ② 金融や経済など、興味のあることから学んでみよう。中学校や高校でも、消費者教育を充実する取組が始まっています。
- ③ 困ったときには、消費生活センターなどに相談ができることを覚えておこう。

高齢者の講座、職場研修、地域防犯活動、学校の授業で 消費者問題出前講座を活用してみませんか？

資料を使った講義や寸劇、DVD視聴、紙芝居、かるた、クイズ等で、
消費者問題を、わかりやすく解説！あなたの近くにお伺いします！

- ・最近のトラブル事例
(架空請求、訪問販売など)
- ・クーリング・オフの方法
- ・食品ロス
- ・新しい洗濯表示
- ・高齢者を見守るための心得
- ・賢い消費者の社会行動 など



平成29年度実績
181回 8,967人が受講

- ・講師の旅費や謝金は原則不要。
(会場費が必要な場合はご負担をお願いします。寸劇等で複数名をご希望の場合は旅費のご負担をお願いします。)
- ・県内在住のおおむね10人以上のグループ等でお申し込みください。



【お申込み、お問合せ】

島根県消費とくらしの安全室
0852-22-5103

(詳細は県消費者センターのホームページに掲載しています)

消費生活に関する情報提供

島根県消費者センターでは、ホームページや facebook、Twitterでインターネットを通じてさまざまな情報提供を行っています。



島根県消費者センター ホームページ

検索



島根県消費者センター facebook

検索



だまされないゾウくん Twitter

検索

市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148	川本町町民生活課	0855-72-0632
浜田市消費生活相談室	0855-23-3160	美郷町住民課	0855-75-1213
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682	邑南町町民課	0855-95-1114
益田市消費生活センター	0856-22-2556	津和野町税務住民課	0856-74-0059
大田市人権推進課	0854-83-8039	吉賀町税務住民課	0856-77-1113
安来市消費生活センター	0854-23-3068	海士町総務課	08514-2-0113
江津市総務課	0855-52-7927	西ノ島町総務課	08514-6-0101
雲南市消費生活センター	0854-40-1123	知夫村総務課	08514-8-2211
奥出雲町町民課	0854-54-2510	隠岐の島町地域振興課	08512-2-8570
飯南町住民課	0854-76-2213		

この広報の内容に関する
お問い合わせは

島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室

TEL 0852-22-5103

発行：島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 〒690-0887 島根県松江市殿町8-3

本紙記事の無断転載はご遠慮ください。事前に島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室にご照会ください。